



協 自 自
調 律 主

次代を担う若人

筑 西

久留米市立筑邦西中学校

学校だより 5-1号

令和5年4月6日

文責 校長 古賀 一英

令和5年度 本校の教育目標

「夢の実現に向けて 逞しく挑戦する生徒の育成」

いよいよ令和5年度がスタートしました。今年度は、第1学年4学級、第2学年4学級、第3学年4学級、かがやき(特別支援学級)4学級の計16学級、生徒数427名となりました。

さて、本校の教育目標を「夢の実現に向けて 逞しく挑戦する生徒の育成」として、生徒たちには「夢への挑戦」と伝えてきました。これまで生徒たちは、新型コロナウイルス感染症への対策で様々な制約を受けてきましたが、各教科の授業や生徒会活動、部活動など様々な活動の中で目標を設定し、一生懸命に頑張ることができていました。その中で、成功や失敗を繰り返し、つらい思いや悔しい思いをしたことも糧として成長を続けてくれています。

中学校は、義務教育9年間のうち最後の3年間となります。中学校を卒業すれば、住み慣れた地域を離れ、顔見知りの仲間とも別れそれぞれの道に進んでいくこととなります。

このようなことから、進路保障や進路獲得は中学校にとって重要な役割です。それらを実現するために、学力の保障と向上、豊かな心や体の育成に全職員が一丸となって取り組んでいかなければならないと考えています。

今年度は、特に生徒たちが、「わかった・できた・がんばった」と実感がもてる授業づくりや教育活動に努めていきますので、各家庭におかれましても、「夢」や「目標」について、どのようにすれば達成できるのか、また向き合うことができているのかなど折に触れて話題にしていただき、サポートをお願いします。

転出の先生方について

今回の異動で、6名の先生とお別れをすることとなりました。離任式は、例年と違い3月24日修了式で行い、生徒たちとのお別れをしていました。お知らせできなかった転任先について掲載しました。異動となった先生方には、授業や部活動等の様々な場面で生徒たちをしっかりとサポートしてしていただきました。心より感謝するとともに、これからの先生方の活躍に期待しているところです。生徒の皆さんは、たくさんの教を胸に成長してくれることを期待しています。

転出された先生	転出先等	転出された先生	転出先等
下川 嘉満教頭(理科)	北筑後教育事務所	井田 創先生(数学)	高牟礼中学校
高橋 典枝先生(国語)	久留米特別支援学校	田中 克幸先生(社会)	退職
丸野 伸昭先生(理科)	退職	石田結美香先生(数学)	牟田山中学校

転入の先生方について

前述の先生方とお別れをし、新しい先生方をお迎えしました。学級数が増加したことなどから、転入される先生方の数が多くなっています。本日の赴任式で、生徒たちに紹介をしています。これから筑邦西中学校の生徒たちのために頑張ってくれる先生方ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

転入された先生	転入前の学校	転入された先生	転入前の学校
深町 計介教頭（社会）	城島中学校	内田 善雄先生（理科）	明星中学校
玉屋 絹恵先生（英語）	牟田山中学校	鬼木 俊輝先生（数学）	青陵中学校
松本 貴之先生（数学）	初任者	毎熊 麻美先生（理科）	初任者
野口 由美子先生（国語）	青陵中学校	高岡 里江先生（かがやき）	徳島県立板野支援学校
諏訪免 望先生（かがやき）	新規採用	遠藤 雅也先生（技術）	新規採用

マスクの着用について

ようやく感染症の拡大も収束に近づいてきたように感じています。報道等も行われていますが、3月28日付で「教育活動における感染防止等に係る留意事項の更新について（通知）」が示されました。この通知の一部を情報共有のためお知らせをします。また、このことについては、本日、生徒にも指導を行っていますので、各ご家庭でもご確認の程よろしくお願ひします。

<基本的な対応> ※一部抜粋

- ・ 可能な限り「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」などの基本的な感染防止対策を実施し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、教育活動を実施する。
- ・ マスクの着用については、次の2つの考えを基本とする。
 - ① 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
 - ② 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望する児童生徒、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導するとともに、校内の相談体制を整えておく。
- ・ 生徒には毎日の登校前等に「体温チェックシート」等で健康観察を行わせる。
- ・ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に際しては、学校又は地域における感染状況を踏まえ、適切な対策を講じる。
- ・ 登校後に、児童生徒の体調の不調に教職員が気づいた場合には、速やかに養護教諭等と連携し、医療機関を受診させる等迅速な対応を取る。
- ・ 生徒及び教職員に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校・出勤をさせない。また、感染がまん延している地域において、未診断の発熱等の症状がみられるときにも出席停止の措置をとることができる。